

岩手県医療局管理規程第 26 号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 21 年 12 月 25 日

岩手県医療局長 田 村 均 次

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第 2（第12条関係）		別表第 2（第12条関係）	
1 [略]		1 [略]	
2 岩手県立中央病院以外の病院		2 岩手県立中央病院以外の病院	
病院名	診療科	病院名	診療科
[略]		[略]	
岩手県立中部病院	総合診療科、内科、血液内科、精神科、心療内科、 <u>神経内科</u> 、第 1 呼吸器内科、第 2 呼吸器内科、消化器内科、糖尿病・代謝内科、第 1 循環器内科、第 2 循環器内科、腫瘍内科、小児科、第 1 外科、第 2 外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、第 1 脳神経外科、第 2 脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、第 1 ひ尿器科、第 2 ひ尿器科、産婦人科、第 1 眼科、第 2 眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科	岩手県立中部病院	総合診療科、内科、血液内科、精神科、心療内科、 <u>第 1 神経内科</u> 、 <u>第 2 神経内科</u> 、第 1 呼吸器内科、第 2 呼吸器内科、消化器内科、糖尿病・代謝内科、第 1 循環器内科、第 2 循環器内科、腫瘍内科、小児科、第 1 外科、第 2 外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、第 1 脳神経外科、第 2 脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、第 1 ひ尿器科、第 2 ひ尿器科、産婦人科、第 1 眼科、第 2 眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。